

日本型教育の海外展開官民協働プラットフォームステアリングコミッティ運営規則

平成 28 年 9 月 20 日
ステアリングコミッティ決定

（趣旨）

第 1 条 日本型教育の海外展開官民協働プラットフォームの運営方針を決定する「日本型教育の海外展開官民協働プラットフォームステアリングコミッティ」（以下「ステアリングコミッティ」という。）の運営に関しては、この規則の定めるところによる。

（座長）

第 2 条 ステアリングコミッティに座長を置き、委員の互選によって選任する。
2 座長は、会務を総理し、この規則に規定する事項その他必要な業務を行う。

（会議の公開）

第 3 条 ステアリングコミッティは、座長が、公開することにより公平かつ中立な審議に支障を及ぼすおそれがあると認める場合以外は、公開して行う。

（会議の傍聴）

第 4 条 放送機関、新聞社、通信社その他報道機関に所属する者は、会議を傍聴することができる。
2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、大臣官房国際課（以下「事務局」という。）の登録を受けなければならない。
3 前項の登録を受けた者（以下「登録傍聴人」という。）は、座長が許可した場合を除き、会議の開始後に入場し、又は会議を撮影し、録画し、若しくは録音してはならない。
4 登録傍聴人は、座長の許可を受け、撮影、録画又は録音を行う場合、事務局の指示に従わなければならない。
5 座長は、登録傍聴人が会議の円滑な進行を妨げる行為をする場合には、退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

（会議資料の公開）

第 5 条 会議において配布した資料は、原則公開するものとする。ただし、座長が、公開することにより、公平かつ中立な審議に支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議資料の全部又は一部を公開しないことができる。

(議事要旨の公開)

第 6 条 座長は、会議の議事要旨を作成し、これを公開しなければならない。

(幹事会)

第 7 条 ステアリングコミッティに、事業の実務に係る検討を行うため、幹事会を置くことができる。

(雑則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、会議の議事の手続きその他会議の運営に関し必要な事項は、座長がステアリングコミッティに諮って定める。

附則

この規則は、ステアリングコミッティの決定の日（平成 28 年 9 月 20 日）から施行する。